

統計調査員の登録募集について

1. 統計調査員の仕事

あらかじめ須崎市に登録していただいた方のなかから、国や県が実施する統計調査の調査員として業務に従事していただきます。

統計調査員の業務は、調査対象の世帯や企業などに調査票を配布・収集等を行う大変重要な役割を担っています。

2. 身分について

調査ごとに、国や県が任命する非常勤の公務員となります。任命期間はそれぞれの調査ごとに異なりますが、調査活動中の災害については、公務災害が適用されます。

なお、調査で知り得た秘密に関する事項を他人に漏らすことは法律で禁じられています。

3. 報酬について

統計調査の規模、調査対象件数などによって異なります。（概ね2～4万円程度）

※ただし、報酬は給与所得となりますので、課税の対象になります。源泉徴収票を発行いたしますので、必要に応じて確定申告を行ってください。

4. 統計調査員に登録できる人

登録要件

- ・ 須崎市在住で満20歳以上の方
- ・ 知り得た事柄を漏らさず守秘義務を遵守し、誠実に仕事に取り組むことができる方

ただし、次の職業及び経歴に該当する方は登録いただけません。

- ・ 警察、税務、興信所等に関係した事務に従事する方
- ・ 新聞記者等報道関係者
- ・ 選挙運動等に直接関わる方
- ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの方
- ・ 暴力団員その他反社会的勢力に属する方

5. 申請について

ホームページもしくは市役所にある申請書に記入し、履歴書を添付のうえ、市役所総務課まで提出してください。提出書類の内容確認を行いますので、本人が持参のうえ提出してください。(郵送不可)。

※登録は採用を確約するものではありません。また、本人から辞退の申し出があった場合や登録要件に該当しなくなった場合は登録を解除します。

6. 令和4年度に実施する統計調査

令和4年度には下記調査の実施が予定されています。

- 令和4年就業構造基本調査(調査期日:令和4年10月1日)
- 令和5年住宅土地統計調査単位区設定(調査期日:令和5年2月1日)

7. 問い合わせ

須崎市役所 総務課 総務管財係

〒785-8601

須崎市山手町1番7号 本庁舎2階

電話0889-42-3791 FAX0889-42-7320